

議案第 9 号

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例

(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和 7 年第 1 回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第11条）

第2章 経過措置（第12条—第19条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第1条 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（杉並区個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（杉並区行政不服審査会条例の一部改正）

第3条 杉並区行政不服審査会条例（平成28年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（杉並区職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 杉並区職員の分限に関する条例（昭和50年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し、同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区特別区税条例の一部改正)

第7条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正)

第8条 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例（平成15年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

第9条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和50年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同

条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第30条第3号中「1箇月」を「1月」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第12条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する条例その他の規程の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた

者とみなす。

(杉並区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 懲役に処せられた者であって、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第443条第1項の規定により拘禁刑に処せられた者とみなされたものについては、第4条の規定による改正後の杉並区職員の分限に関する条例第8条第1項の規定は、適用しない。

(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例第29条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第5条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める。

(杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに杉並区職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第10条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第10条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職

員の給与に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第11条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第31条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第11条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

（経過措置の規則等への委任）

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る等の必要がある。

杉並区刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(罰則) 第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第12条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

第2条による改正（杉並区個人情報の保護に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則 1～4 略 5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機	附 則 1～4 略 5 次に掲げる者（次項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 6 職員等が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機

関が保有していた旧管理個人情報はこの
の条例の施行後に自己若しくは第三者
の不正な利益を図る目的で提供し、又
は盗用したときは、1年以下の拘禁刑
又は50万円以下の罰金に処する。
7～14 略

関が保有していた旧管理個人情報この
の条例の施行後に自己若しくは第三者
の不正な利益を図る目的で提供し、又
は盗用したときは、1年以下の懲役
又は50万円以下の罰金に処する。
7～14 略

第3条による改正（杉並区行政不服審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(罰則) 第10条 第7条の規定に違反した者 は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以 下の罰金に処する。	(罰則) 第10条 第7条の規定に違反した者 は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以 下の罰金に処する。

第4条による改正（杉並区職員の分限に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せら れた職員のうち、その刑に係る罪が過 失によるものであり、かつ、その刑の 執行を猶予された者については、情状 により、当該職員がその職を失わない ものとするができる。 2 略	(失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>禁錮の刑</u>に処せら れた職員のうち、その刑に係る罪が過 失によるものであり、かつ、その刑の 執行を猶予された者については、情状 により、当該職員がその職を失わない ものとするができる。 2 略

第5条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)及び(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)及び(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中

の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)及び(3) 略 4～6 略	の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)及び(3) 略 4～6 略
---	---

第6条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(退職手当の支払の差止め) 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止	(退職手当の支払の差止め) 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止

処分の目的に明らかに反すると認める
ときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事

処分の目的に明らかに反すると認める
ときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する事

情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出さ

情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出さ

れる金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（1）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

（2）及び（3） 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又

れる金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（1）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

（2）及び（3） 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又

は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5 ～ 8 略	5 ～ 8 略

第 7 条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪） 第 6 7 条 前条第 1 項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第 2 項の規定に違反して 5 年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1 0 万円以下の罰金に処する。	（入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪） 第 6 7 条 前条第 1 項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第 2 項の規定に違反して 5 年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 1 0 万円以下の罰金に処する。
2 略	2 略

第 8 条による改正（杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（罰則） 第 2 0 条 第 6 条第 3 項の規定に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 2 0 条 第 6 条第 3 項の規定に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 9 条による改正（杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(罰則) 第 10 条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 10 万円以下の罰金に処する。 (1) 及び (2) 略	(罰則) 第 10 条 次の各号の<u>一に</u> 該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u> 又は 10 万円以下の罰金に処する。 (1) 及び (2) 略
--	--

第 10 条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び (2) 略 (3) 基準日前 <u>1 月</u> 以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び (2) 略 (3) 基準日前 <u>1 箇月</u> 以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 4～6 略
--	---

第11条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前<u>1月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>	第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前<u>1箇月</u>以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>

以上の刑に処せられたもの

第31条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

以上の刑に処せられたもの

第31条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

この限りでない。	この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略
4～6 略	4～6 略